

荒尾市役所市民課窓口用広告入り封筒の寄贈に関する協定書

荒尾市（以下「受贈者」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「寄贈者」という。）は、荒尾市役所市民課の窓口で使用する窓口用封筒に広告を掲載した封筒（以下「封筒」という。）の制作及び寄贈に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 寄贈者は、受贈者の業務における市民の利便性向上に役立つことを目的として、封筒に掲載する広告主を募集し、広告内容の審査及び受贈者の承認を得た上で、封筒を制作して、受贈者に寄贈するものとする。

（協定期間及び封筒の使用期間）

第2条 協定期間は、令和3年〇〇月〇〇日から令和5年3月31日までとする。

2 封筒の使用期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

（広告内容等）

第3条 寄贈者は、掲載する広告の広告主及び広告内容について、荒尾市広告掲載事業実施要綱及び荒尾市広告掲載基準を遵守しなければならない。

（行政情報及び広告の内容等の審査）

第4条 寄贈者は、封筒へ掲載する行政情報及び広告（以下「広告等」という。）の内容について、事前に受贈者の審査を受けその承認を得たものでなければ掲載できない。

2 寄贈者は、前項に定める審査を受けるため、掲載する広告等のデザインなど必要な資料を受贈者の指定する日までに、受贈者に提出するものとする。

（広告等の内容の修正）

第5条 受贈者は、広告等の内容が封筒に掲載する広告等としてふさわしくないということを合理的な理由により判断したときは、いつでも、寄贈者に対して広告等の内容の修正を求めることができ、寄贈者はこれに従わなくてはならない。

2 前項の修正に係る費用は、寄贈者が負担する。

(広告等の内容の変更)

第6条 寄贈者は、自己又は広告主の都合により広告等の内容を変更するときは、事前に受贈者と協議をし、その審査及び承認を得るものとする。

(広告主の選定及び広告の内容についての責任)

第7条 寄贈者は、封筒に広告を掲載する広告主の選定及び広告の内容（以下「広告関連」という。）について、次の各号に定める事項を遵守する。

- (1) 広告関連に関する一切の責任は寄贈者が負うものとし、受贈者は一切の責任及び負担を負わないものとする。
- (2) 広告の内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容に係る財産権の全てにつき合理的な権利処理が完了していることについて保証する。
- (3) 受贈者に対して第三者から広告関連に関係して損害を被ったという請求がなされた場合は、寄贈者の責任及び負担において解決するものとし、受贈者は責任及び負担を負わないものとする。

(寄贈者と広告主との契約)

第8条 寄贈者は、広告の掲載にあたり、広告主との間で広告掲載に関する契約を締結し、報酬等を受領できる。

(受贈者の解除権)

第9条 受贈者は、寄贈者が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により寄贈者に催告したうえ、本協定を解除できる。

- (1) 法令又は正当な理由なく本協定に違反したとき。
- (2) 本協定の内容の履行に関し、寄贈者又はその代理人若しくは使用人等の関係者に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。
- (3) 寄贈者又はその代理人若しくは使用人等の関係者に重大な社会的信用失墜行為があったとき。
- (4) 寄贈者が破産手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、租税滞納処分があるなど、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当な理由があったとき。
- (5) 第10条の規定によらないで、寄贈者が本協定の解除を申し出たときで、受贈者が本協定の解除が相当であると認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、受贈者は寄贈者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する催告を行うことなく書面によりこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（寄贈者が個人である場合にはその者を、寄贈者が法人である場合にはその役員又は、その支店代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 寄贈者が、(1)から(5)までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除く。）に、受贈者が寄贈者に対してこの契約の解除を求め、寄贈者がこれに従わなかったとき。

3 受贈者は、前2項に規定する場合のほか、行政目的等により、やむを得ず本協定を解除する必要があるときは、寄贈者との協議により本協定を解除することができる。

（寄贈者の解除権）

第10条 寄贈者は、受贈者が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により受贈者に催告したうえ、本協定を解除できる。

- (1) 受贈者が正当な理由なく本協定に違反したとき。
- (2) 本協定の内容の履行に関し、受贈者に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。

（解除に伴う広告主への補償等）

第11条 寄贈者は、第9条第1項及び第2項の規定に基づく解除が行われた場合に、広告主に対して損害の補償又は報酬等の返還を行う必要が生じたと

きは、自己の責任と負担において解決するものとする。

(損害賠償)

- 第12条 寄贈者は、第4条第1項により広告等の掲載が認められなかった場合、第5条第1項により修正を行った場合、第9条第1項及び第2項による解除がされた場合は、受贈者に対し損害の賠償を請求しないものとする。
- 2 受贈者は、本協定の履行に関して、受贈者の責に帰すべき事由により寄贈者に損害を与えたときは、その損害の賠償をしなくてはならない。ただし、間接損害及び二次的損害についてはこの限りではない。
- 3 寄贈者は、本協定の履行に関して、寄贈者の責に帰すべき事由により受贈者に損害を与えたときは、その損害の賠償をしなくてはならない。ただし、間接損害及び二次的損害についてはこの限りではない。
- 4 第2項及び前項に規定する損害賠償の額は、受贈者及び寄贈者で協議して定めるものとする。

(第三者の損害・紛争)

- 第13条 本協定によって第三者に生じた損害の賠償に関しては、次に定めるとおりとする。
- (1) 当該損害が受贈者の責に帰すべき事由により生じたときは、受贈者が自らの責任と負担をもって解決する。
- (2) 当該損害が寄贈者の責に帰すべき事由により生じたときは、寄贈者が自らの責任と負担をもって解決する。
- 2 前項に定める場合のほか、本協定の履行について第三者との間で生じた紛争については、受贈者及び寄贈者で協議して、その責任に応じてその処理解決にあたるものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

- 第14条 寄贈者は本協定から生じる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡、継承又は担保提供してはならない。ただし、あらかじめ受贈者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(裁判管轄)

- 第15条 本協定に関する訴訟は、熊本地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の解釈等)

第16条 本協定の定めに疑義が生じたとき、また本協定に定めのない事項については、受贈者及び寄贈者で協議して定めるものとする。

本協定を証するため本書を2通作成し、各々記名捺印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(受贈者) 熊本県荒尾市宮内出目390番地
荒尾市
代表者 荒尾市長 浅田 敏彦

(寄贈者)